

～関係医療機関の皆様へ～

新型コロナウイルス緊急対策事業

# 妊産婦寄り添い支援事業

- 不安を抱える妊婦への新型コロナウイルス検査
- 不安を抱える妊産婦への寄り添い型支援

## 令和4年度実施分 ご説明資料

令和4年4月25日

宮崎県 福祉保健部 健康増進課

宮崎市 子ども未来部 親子保健課

## はじめに

### ～令和4年度の変更点～

主な変更点は下記のとおりです。詳細につきましては2ページ以降を御確認ください。

#### 【不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス検査事業】

- 委託料の単価算定基礎となっている診療報酬が大幅に引き下げられたことを受け、以下のとおり単価が変更となります。

	従 来	変更後	
P C R 検査	20,000 円	令和4年4月1日から 令和4年6月30日まで	13,000 円
		令和4年7月1日から 令和5年3月31日まで	11,500 円
抗原定量検査	8,000 円	10,100 円	

#### 【不安を抱える妊産婦への寄り添い型支援事業】

- 令和3年度と同じ内容で寄り添い型支援を実施します（助産師会へ委託）。
- 別添「診療情報提供書」の様式により、妊産婦に係る情報提供を行った場合、昨年度同様、実施主体（県・宮崎市）から情報提供料（2,750 円/件）を支払います。
- 令和4年度から事業の対象枠が拡大しました。（各種様式の文言も変更されました）

従 来：ウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援

変更後：不安を抱える妊産婦への寄り添い型支援

## 1 「妊産婦寄り添い支援事業」について

この事業は、新型コロナウイルス感染症に警戒すべき状況が続く中、不安を抱えて生活している妊産婦に対し、これを軽減、解消するための支援を行うもので、次の2本立てとなっております。

- (1) 「不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス検査」事業
- (2) 「不安を抱える妊産婦への寄り添い型支援」事業

## 2 「不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス検査」事業について

### (1) 事業の概要

#### ア 目的・趣旨

不安を抱える妊婦が希望する場合に、分娩前の新型コロナウイルス検査を実施することで、当該不安の軽減、解消を図るものです。

#### イ 実施主体

県（健康増進課）及び宮崎市（親子保健課）がそれぞれ実施主体となります。

※ 実施責任については、「実施責任の判断基準」を参照ください。

※ 実際の検査業務は、資格要件を満たす実施機関に委託します。

#### ウ 検査対象者

次の全てに該当する妊婦が対象です。

- ① 住所地（住民票のある場所。以下同じ。）が県内（宮崎市内）にある者、若しくは住所地が県外にある者で、県内（宮崎市内）の産科医療機関で分娩するため県内（宮崎市内）の実家等に在住している者、又はこれらに準ずるものとして知事（市長）が認める者であること
- ② 発熱などの感染を疑う症状がないこと。
- ③ うつ状態にある等の不安を抱える妊婦もしくは基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧症、心血管疾患等）を有する妊婦
- ④ 検査に係る事前説明を受けた上で、検査を希望する者

※ 行政検査や保険適用検査が対象になる場合の検査は、本事業の対象外です。

また、院内感染防止を目的とした検査も対象外です。

※ 本事業による検査は、1人当たり1回限りです。

※ 検査の実施時期は、原則として、分娩予定日の概ね2週間以内です。ただし、早産リスク等の事情により、かかりつけ医等の医師の判断で検査を早めることは差し支えありません。

#### エ 検査料（委託料）

検査に係る本人自己負担額はありません。

検査に係る費用に対し、実施主体（県健康増進課。宮崎市管轄分については宮崎市親子保健課。以下同じ。）から委託料として、直接、実施機関に支払われます。

1件あたりの検査料（委託料）の単価は次のとおりです。

○PCR検査・・・[4/1～6/30] 13,000円、 [7/1～3/31] 11,500円

○抗原（定量）検査・・・10,100円

※ 受託実施機関が検査を民間検査機関に依頼する場合、当該民間検査機関への検査料の支払いは、受託実施機関から直接行っていただくこととなります。

## オ 検査の実施機関

本事業による検査業務を受託できるのは、「資格要件書」に示す要件の全部を満たす医療機関等です。※詳細は「資格要件書」をご確認ください。

- ① 次のいずれかに該当する機関であること。
  - a 妊婦健診を行う医療機関
  - b 分娩予定の医療機関
  - c 帰国者・接触者外来
  - d 地域外来・検査センター
  - e 上記（１）～（４）以外で、上記（１）又は（２）の連携・協力が得られる医療機関
- ② 他の受診患者との「空間的分離」又は「時間的分離」により、検査を希望する妊婦に不安を与えない方法で、検査の実施体制が確保されていること。
- ③ 医療従事者への感染防止対策をとることができること。

## カ 業務委託契約の方式

事務処理負担軽減の観点から、個々の受託希望実施機関と各実施主体（県及び宮崎市。以下同じ。）との個別契約ではなく、各受託希望実施機関から委任を受けた公益社団法人宮崎県医師会（以下「県医師会」と表記。）と各実施主体との間で業務委託契約を締結します。

**（２）検査の実施要件** ※詳細は「業務委託仕様書」をご確認ください。

### ア 検査を希望する妊婦への検査前説明

検査を希望する妊婦本人に対し、検査前に「検査説明書」により、以下の点についてご説明いただく必要があります。

- ① 検査は、妊婦が希望する場合に任意で行われるものであること。ただし、例えば陣痛が発来しているなど、その時点の妊婦の状態によっては、医師の判断により新型コロナウイルス感染症の検査よりも必要とされる処置が検査より優先される可能性があること
- ② 検査の性質上、偽陽性、偽陰性が一定の確率で起こりうること
- ③ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により原則入院になるなど生活が制限される可能性があること
- ④ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により分娩場所が変更となることや、計画分娩や帝王切開等での分娩となる可能性があること
- ⑤ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により分娩後の一定期間、母子分離等となる可能性があること
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦は、希望により継続的なケア支援が提供されること

### イ 検査申込書の受理、写しの交付及び保管

前期アによる検査前説明の後、妊婦本人に受検意思を確認し、当該意思がある場合は、妊婦から「検査申込書」を提出いただき、検査申込書受理後、これを複写し、妊婦に交付するとともに、原本は５年間保管ください。

また、検査対象者の要件確認のため、検査申込書の閲覧又は写しの提出をお願いします。

## ウ 検査に係る他の受診患者との分離

検査にあたっては、検査を希望する妊婦に不安を与えないよう、他の受診患者と空間的又は時間的な分離を行っていただく必要があります。

## エ 検査の方法

唾液、喀痰若しくは鼻咽頭ぬぐい液を検体としたPCR検査又は抗原（定量）検査により行っていただきます。

※ 簡易キットによる抗原（定性）検査は、本事業による検査の対象外です。

## オ 検体の採取、梱包及び搬送の方法

検体の採取並びに検査を検査機関に依頼する場合における検体の梱包及び搬送については、以下のマニュアル等に基づき、行っていただきます。

①国立感染症研究所作成

・「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」

②県健康増進課作成

・「不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス検査」における検体採取について」

・「新型コロナウイルス感染症のPCR検査（唾液による）について」

## カ 陽性と診断した場合の保健所への届け出

検査の結果、陽性と診断した場合、妊婦本人への通知後、直ちに、妊婦の所在地（現在いる場所）を管轄する保健所に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の規定による届出（新型コロナウイルス感染症発生届）を行う必要があります。

## キ 実施報告書の提出

月毎に実施件数、検査を受けた妊婦の氏名等の情報をまとめ、翌月10日までに、各実施主体に実施報告書を提出いただきます。

## （3）委託料（検査料）の請求・支払い

月毎に実施主体別の実績をまとめ、翌月15日までに、所定の様式により、各実施主体へ請求書を提出いただきます。

各実施主体は、請求書受理日から起算して30日以内に委託料を支払います。

### 3 「不安を抱える妊産婦への寄り添い型支援」事業について

#### (1) 事業の概要

##### ア 目的・趣旨

不安を抱える妊産婦に対し、助産師等の定期的な訪問等により、当該妊産婦へ寄り添った支援を行うことで感染等に伴う不安を軽減、解消し、もって、母子の健康・育児に資することを目的とするものです。

##### イ 実施主体

県（健康増進課・保健所）、宮崎市（親子保健課）がそれぞれ実施主体となります。

※ 実施責任については、「実施責任の判断基準」を参照ください。

※ 妊産婦への直接的支援業務は、県、宮崎市ともに一般社団法人宮崎県助産師会（以下「県助産師会」と表記。）に委託予定です。

##### ウ 支援対象者

次の全てに該当する妊産婦が対象です。

- ① 住所地（住民票のある場所。以下同じ。）が県内（宮崎市内）にある者、若しくは住所地が県外にある者で、県内（宮崎市内）の産科医療機関で分娩するため県内（宮崎市内）の実家等に在住している者、又はこれらに準ずるものとして知事（市長）が認める者であること
- ② 妊産婦自身及び胎児又は新生児の健康や出産後の育児等について不安を感じ、当事業による相談支援を希望する者であること（新型コロナウイルスの感染が認められた者を含む）

##### エ 支援対象者の把握

実施主体は、妊産婦からの直接の連絡・申請のほか、妊産婦本人の希望を受けて、医療機関から情報提供（「療養状況等情報提供書」の提出）いただくことで支援対象者を速やかに把握することができます（後述）。

##### オ 支援方針等の検討・決定

実施主体は、県助産師会と連携・協力しながら、支援対象者に係る支援の検討を行い、支援方針等を決定します。

##### カ 支援の実施

- ・ 支援の開始時期は支援対象者の退院後とし、訪問による実施を基本とします。
- ・ 実施主体は、県助産師会とともに、適時、支援目的の達成状況等を確認します。
- ・ 当事業による支援を終結する場合は、妊産婦本人の住所地を管轄する市町村の母子保健担当課へ情報提供する等、産後ケア事業等による継続的な支援体制を確保します。

##### キ 利用料

本事業による支援に係る妊産婦本人の利用者負担はありません。

## (2) 医療機関から実施主体への支援対象者の情報提供について

### ア 目的・趣旨

不安を抱える妊産婦の入院等受入れ医療機関において、妊産婦本人の希望があった場合に、本人の同意を得た上で医療機関が実施主体に情報提供を行うことで、実施主体が速やかに「不安を抱える妊産婦の寄り添い型支援」事業による支援対象者を把握し、もって、切れ目のない支援の実施につなげるものです。

### イ 妊産婦に対する意向・同意確認

妊産婦が入院する医療機関が、当該妊産婦に支援希望の意向確認を行い、支援利用の希望がある場合、妊産婦から「意向確認・同意書（別添様式1）」を提出していただきます。

### ウ 情報提供の方法

所定の様式「療養状況等情報提供書（別添様式2）」に必要事項を記入し妊産婦の住所地又は在住地を管轄する実施主体に事前連絡後、書類をご提出いただきます。

### エ 情報提供料

- 上記ウについて、医療機関から所定の様式（療養状況等情報提供書）により、実施主体へ情報提供いただいた場合、情報提供料として、1件につき2,750円（税込）を実施主体から当該医療機関へ支払います。
- 医療機関は、月毎に情報提供の実績を実施主体別にまとめ、翌月15日までに、所定の様式により、各実施主体へ請求書（別添様式3）を提出していただきます。  
各実施主体は、請求書受理日から起算して30日以内に情報提供料を支払います。

### 【参考】事業関係書類の提出先

実施主体		不安を抱える妊婦への分娩前 新型コロナウイルス検査事業			不安を抱える妊産婦への 寄り添い型支援事業	
		新型コロナ ウイルス感染症 発生届	実施 報告書	請求書 (委託料)	療養状況等情 報提供書	請求書 (情報提供料)
県	健康増進課		○	○		○
	管轄保健所	○			○	
市	親子保健課		○	○	○	○
	健康支援課	○				

## 4 この事業に関する問い合わせ先

### (1) 事業全般、県管轄の対象者に関するもの

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号  
 宮崎県 福祉保健部 健康増進課  
 (電話) 0985-44-2621(FAX) 0985-26-7336  
 (e-mail) [kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp)

### (2) 宮崎市管轄の対象者に関するもの

〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2  
 宮崎市 子ども未来部 親子保健課  
 (電話) 0985-73-8200(FAX) 0985-29-5286  
 (e-mail) [10oyako@city.miyazaki.miyazaki.jp](mailto:10oyako@city.miyazaki.miyazaki.jp)

■ 宮崎市管轄の発生届に関するもの  
 宮崎市 健康管理部 新型コロナウイルス感染症防疫対策室  
 (電話) 0985-20-1612 (FAX) 0985-41-5508

### (3) 「参考」県内保健所連絡先 (寄り添い支援事業関係)

お住まいの市町村		管轄保健所	電話番号
県央	201 宮崎市 みやざきし	宮崎市保健所 (親子保健課)	0985-73-8200
	382 国富町 くにとみちょう	中央保健所	0985-28-2111
	383 綾町 あやちょう		
	208 西都市 さいとし		
	401 高鍋町 たかなべちょう	高鍋保健所	0983-22-1330
	402 新富町 しんとみちょう		
	403 西米良村 にしめらそん		
	404 木城町 きじょうちょう		
	405 川南町 かわみなみちょう		
406 都農町 つのちょう			
県南	204 日南市 にちなんし	日南保健所	0987-23-3141
	207 串間市 くしまし		
県西	202 都城市 みやこのじょうし	都城保健所	0986-23-4504
	341 三股町 みまたちょう		
	205 小林市 こばやしし	小林保健所	0984-23-3118
	209 えびの市 えびのし		
	361 高原町 たかはるちょう		
県北	206 日向市 ひゅうがし	日向保健所	0982-52-5101
	421 門川町 かどかわちょう		
	429 諸塚村 もろつかそん		
	430 椎葉村 ししいぼそん		
	431 美郷町 みさとちょう		
	203 延岡市 のべおかし	延岡保健所	0982-33-5373
	441 高千穂町 たかちほちょう	高千穂保健所	0982-72-2168
	442 日之影町 ひのかげちょう		
443 五ヶ瀬町 ごかせちょう			